

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

#### 京都市上下水道局管理規程第9号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総務部の部総務課の項中「ICT推進係長」を「デジタル化・ICT推進係長」に改める。

第6条総務課の項中第23号を第24号とし、第19号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 施設予約システムの開発及び運用に関すること。

第7条経営戦略室の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「外郭団体の指導及び」を「一般財団法人京都市上下水道サービス協会との連絡」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号から同項第22号までを1号ずつ繰り上げ、同項第23号中「運用及び開発」を「開発及び運用」に改め、同号を同項第22号とし、同項第24号から同項第30号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条管理課の項第5号中「管路情報管理システム」の右に「の開発及び運用」を加え、同条施設課の項第4号中「設計」の右に「及び施行」を加え、同項第5号を削る。

第10条管理課の項第24号中「雨水貯留施設」を「雨水貯留浸透施設」に改め、同項第26号中「管路情報管理システム」の右に「の開発及び運用」を加える。

第11条水道管路管理センターの部北部給水工事課及び南部給水工事課の款工事第1係及び工事第2係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)